

●「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識に乗じて、企業などから何らかの利権を得ようとする行為です。同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな原因となっています。

■同和問題とは

同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、といった様々な差別を受けるという問題です。このような差別は、憲法で定められている基本的な人権の尊重に反し、重大な人権侵害です。

■部落差別解消推進法について

2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立・施行されました。この法律では、同和問題(部落差別)の解決は重要な課題であり、差別の解消へ向けた施策に取り組むことは国の責務であると、改めて明記されています。

■平成30年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査

2019(平成31年)に法務省の委託により公益財団法人人権教育啓発推進センターが実施した調査によると、全国の9,000事業所に送ったアンケートに回答のあった2,736事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は5事業所、その要求総件数は5件でした。被害率(要求を受けた事業所数の割合)は0.2%でした。被害率は減少しているとみられるものの、依然としてえせ同和行為による被害が存在しています。

●困った時の相談窓口

警察

- ①緊急を要する場合：110番
- ②最寄りの警察署
- ③都道府県警察本部／刑事部暴力団対策課等
<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html> (都道府県警察本部電話番号)
- ④都道府県暴力追放運動推進センター
<http://fc00081020171709.web3.blks.jp/center/index.html>
(都道府県暴力追放運動推進センター連絡先一覧表)

弁護士

各弁護士会／民事介入暴力被害者救済センター等(全国の法律相談センター)
https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal_consultation.html

法務局

法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課(支局でも可)
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html> (常設人権相談所)

具体的な対応の要点はこちら→ [えせ同和行為対応の手引](#)

<http://www.moj-go.jp/content/001290968.pdf>

●許すな「えせ同和行為」～あなたの会社を不当な要求から守ろう～[DVD]

えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策をテーマとしたDVDの御案内です。



このDVDでは、えせ同和行為をはじめとする不当要求行為を排除するための心構えや対応の仕方を、ドラマ形式で具体的に紹介しています。事件研修などに、是非、御活用ください。

36分 字幕／副音声 活用の手引付き

本DVDは無料で配布しているほか、YouTubeでも見ることができます。また、人権ライブラリーで貸出しも行っていきます。

・無料配布を御希望の方

<http://www.jinken.or.jp/archives/882#video>



・YouTubeで御覧になりたい方 https://youtu.be/hJABUo7_bDk



・人権ライブラリーで借りたい方

<https://www.jinken-library.jp/>



経済産業省中小企業庁委託事業 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX 芝大門ビル 4F
TEL.03-5777-1802 FAX.03-5777-1803 <http://www.jinken.or.jp>

令和3(2021)年7月改訂

えせ同和行為には…

みんなので

NO!

対応の
ポイント



“えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。“えせ同和行為”は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。このような行為に応じてはなりません。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

CASE 1

電話がかかってきた



POINT

- 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとる
- 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意志がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- 法務局、弁護士、警察、暴追センターとの連携をとる

これが「えせ同和行為」

こんなケースにはこうして対応

あなたの事務所にも「えせ同和行為」が突然やってくる？
でも大丈夫!
「えせ同和行為」をよく知り、日頃から備えていれば怖くはありません。

組織で対応する

法務局・警察・弁護士に相談する

脅しを恐れない

記録はしっかりとる

その場しのぎの妥協をしない

CASE 2

会社へ来てしまった



POINT

- 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- 最初から面会時間を区切る
- 長居を認める態度と思われないのでお茶を出さない
- 不要なことははっきり告げて帰ってもらう
- 断るときは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」とハッキリ

CASE 3

事業への参入を強要された



POINT

- 契約の意志がなければきっぱりと断る
- 同和の名を使用しただけの強要であれば「えせ同和行為」なので断ること
- 要求されても「私が担当者です」と告げ、幹部を出さない
- 約束や即答をしない、「一筆書け」には応じない
- 記録、録音・録画などで、要求を正確に把握する
- 同和問題への取組等を口実にされた場合、「今後どうすべきか法務局に相談する」と伝え、法務局に連絡する。